

## 別添 1

### 鳥取県外国人患者に対する医療提供体制整備補助金交付要綱

#### (趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県外国人患者に対する医療提供体制整備補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

#### (交付目的)

第2条 本補助金は、県内の病院、診療所（歯科を含む）、薬局等の医療関係機関において、外国人への適切な対応が行えるよう、設備整備（多言語に対応した翻訳機器の整備等）を支援することを目的として交付する。

#### (補助金の交付)

- 第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う同表の第2欄に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。
- 2 本補助金の額は、補助事業に要する別表の第3欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額（消費税及び地方消費税を除く。）に同表の第4欄に定める率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額以下とし、同表の第5欄に定める額を限度とする。
  - 3 なお、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

#### (交付申請の時期等)

- 第4条 本補助金の交付申請時期は、毎年度知事が別に定めるものとする。
- 2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

#### (交付決定の時期等)

- 第5条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から30日以内に行うものとする。
- 2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。

#### (承認を要しない変更)

- 第6条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、補助事業ごとに別表の第6欄に定めるもの以外の変更とする。
- 2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

#### (実績報告の時期等)

- 第7条 規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、次に掲げる日までに行わなければならない。
- (1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあっては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から30日を経過する日
  - (2) 規則第17条第1項第3号の場合にあっては、補助事業等の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月20日
- 2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

#### (財産の処分制限)

- 第8条 規則第25条第2項ただし書の期間は、財務省令で定める耐用年数とする。
- 2 規則第25条第2項第4号の財産は、次のいずれかに該当するものとする。
    - (1) 取得価格又は効用の増加価格が10万円以上の機械及び器具

(2) その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして知事が別に定めるもの  
3 第5条第1項の規定は、規則第25条第2項の承認について準用する。

(提出書類の部数等)

第9条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類は、正本1部を提出しなければならない。

(協力医療関係機関の登録)

第10条 本補助金は、外国人患者に係る県の協力医療関係機関（以下「協力機関」という。）に登録した医療関係機関に交付するものとし、本補助金の交付決定をもって、協力機関として登録するものとする。

2 本補助金を受けようとする医療関係機関は、申請に際して協力機関への登録及び登録後は当該医療関係機関が協力機関であることを、県が広報することについて同意するものとする。

(雑則)

第11条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、福祉保健部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月26日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年7月31日から施行する。

様式第1号（第4条、第7条関係）

年度外国人患者に対する医療提供体制整備事業計画（報告）書

（A事業）

1－A 購入機器の概要（購入（予定）金額、機器名称、数量、仕様等）

（B事業）

1－B 設備整備の概要（目的、内容（項目、数量、仕様等）、整備（予定）金額）

（A事業・B事業共通）

2 購入機器の設置又は設備整備の実施場所（名称、住所）

**【添付資料】**

（申請時）

・見積書の写し又はカタログの写し等、購入機器又は設備整備の内容、金額がわかるもの

（実績報告時）

・領収書の写し（B事業において整備項目が複数にわたる場合で、領収書にその内訳が記載されていない場合は、内訳のわかる資料を添付すること。また、院内の案内表示等の設備整備の場合は、写真及び設置場所がわかる図面を添付すること）

様式第2号（第4条、第7条関係）

年度外国人患者に対する医療提供体制整備事業収支予算（決算）書

総経費（消費税及び地方消費税を除く）		円
財源	本補助金（補助対象経費）	円
	自主財源等その他財源	円

補助金額計算表（B事業を実施する場合に記載すること）

対象事業	総経費(ア)	補助対象経費 (イ:ア×補助率)	補助上限(ウ)	本補助金 (エ:イの合計とウを 比較して低い方の 額)	自主財源等 その他財源 (オ:ア-エ)
①多言語に対応した 翻訳を支援するた めの機器購入 (補助率:10/10)					
②院内の案内表示の 多言語化 (補助率:1/2)					
③その他外国人の医 療提供体制の整備に つながる設備整備 (補助率:1/2)					
合計					

※ウ欄には、別表第5欄に定める補助上限(原則100千円。A事業において補助を受けた場合は、100千円から当該補助金額を控除した額)を記載すること

別表（第3条、第6条関係）

1 補助事業	2 事業実施主体	3 補助対象経費	4 補助率	5 補助上限	6 重要な変更
外国人患者に対する医療提供体制整備事業（A事業）	病院、診療所（歯科を含む）、薬局等医療関係機関	平成31年4月以降に2欄に記載する事業実施主体が行った、多言語に対応した翻訳を支援するための機器購入経費（消費税及び地方消費税を除く）とし、1つの医療関係機関当たり1台を限度とする	10/10	25千円	交付決定額の増減を伴う補助対象経費の増額又は2割を超える減額
外国人患者に対する医療提供体制整備事業（B事業）	県が外国人患者の受入に係る準拠点病院として指定した病院	平成31年4月以降に2欄に記載する事業実施主体が行った、次に掲げる外国人患者に対する医療提供体制の整備につながる経費（消費税及び地方消費税を除く）  ① 多言語に対応した翻訳を支援するための機器購入 ② 院内の案内表示の多言語化 ③ その他、外国人患者に対する医療提供体制の整備につながる設備整備	① 10/10 ② 1/2 ③ 1/2	100千円 ただし、事業実施主体がA事業において補助金の交付を受けた場合は、100千円から当該補助金額を控除した金額を上限とする。	

様式第1号（第4条、第7条関係）

年度鳥取県外国人患者に対する医療提供体制整備事業計画（報告）書

（A事業）

1-A 購入機器の概要（購入（予定）金額、機器名称、数量、仕様等）

--

（B事業）

1-B 設備整備の概要（目的、内容（項目、数量、仕様等）、整備（予定）金額）

--

（A事業・B事業共通）

2 購入機器の設置又は設備整備の実施場所（名称、住所）

名称	住所

【添付資料】

（申請時）

- ・見積書の写し又はカタログの写し等、購入機器又は設備整備の内容、金額がわかるもの

（実績報告時）

- ・領収書の写し（B事業において整備項目が複数にわたる場合で、領収書にその内訳が記載されていない場合は、内訳のわかる資料を添付すること。また、院内の案内表示等の設備整備の場合は、写真及び設置場所がわかる図面を添付すること）

様式第2号(第4条、第7条関係)

年度外国人患者に対する医療提供体制整備事業収支予算(決算)書

総経費(消費税及び地方消費税を除く)		円
財源	本補助金(補助対象経費)	円
	自主財源等その他財源	円

補助金額計算表(B事業を実施する場合に記載すること)

対象事業	総経費(ア)	補助対象経費 (イ:ア×補助率)	補助上限 (ウ) ※	本補助金 (エ:イの合計と ウを比較して低 い方の額)	自主財源等 その他財源 (オ:ア-エ)
①多言語に対応した翻訳を支援するための機器購入 (補助率:10/10)					
②院内の案内表示の多言語化 (補助率:1/2)					
③その他外国人の医療提供体制の整備につながる設備整備 (補助率:1/2)					
合計					

※ウ欄には、別表第5欄に定める補助上限(原則100千円。A事業において補助を受けた

場合は、100千円から当該補助金額を控除した額)を記載すること

様

職 氏 名 印

年度鳥取県外国人患者に対する医療提供体制整備事業補助金交付決定通知書

年 月 日付の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった鳥取県外国人患者に対する医療提供体制整備事業補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年4月鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 対象事業

本補助金の対象事業は、「鳥取県外国人患者に対する医療提供体制整備事業（A事業・B事業）」とし、その内容は、申請書に記載のとおりとする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- |           |   |   |
|-----------|---|---|
| (1) 算定基準額 | 金 | 円 |
| (2) 交付決定額 | 金 | 円 |

3 交付額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、外国人患者に対する医療提供体制整備事業補助金交付要綱（平成31年4月26日付第201900010221号福祉保健部健康医療局医療政策課長通知。令和元年 月 日一部改正。以下「要綱」という。）第3条第2項に基づき算定した額と、前記2の(2)の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

4 補助規程の遵守

本補助金の収受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。



年 月 日

鳥取県知事 様

住所

申請者 氏名 印

(団体にあっては、名称及び代表者の氏名)

年度鳥取県外国人患者に対する医療提供体制整備補助金交付申請書

鳥取県外国人患者に対する医療提供体制整備補助金の交付を受けたいので、鳥取県補助金等交付規則第5条の規定により、下記のとおり申請します。

記

補助事業等の名称	鳥取県外国人患者に対する医療提供体制整備補助金 (A事業・B事業)
算定基準額(見込み)	
交付申請額	
添付書類	1 事業計画書 2 収支予算書(に準ずる書類)

(注) 補助事業等の名称欄の括弧内は、A事業又はB事業のうち当てはまるものを記載し、当てはまらないものは削除すること

(注) 算定基準額が確定している場合は「算定基準額」欄の「(見込み)」を削除すること

年 月 日

鳥取県知事 様

住所

申請者 氏名 印

(団体にあっては、名称及び代表者の氏名)

年度鳥取県外国人患者に対する医療提供体制整備補助金  
実績報告書

年 月 日 第 号による交付決定に係る事業の実績について、鳥取県補助金等交付規則第17条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

記

補助金等の名称	鳥取県外国人患者に対する医療提供体制整備補助金 (A事業・B事業)	
交付決定	算定基準額	交付決定額
実績		
差引		
添付書類	1 事業報告書 2 収支決算書(に準ずる書類)	

(注) 補助事業等の名称欄の括弧内は、A事業又はB事業のうち当てはまるものを記載し、当てはまらないものは削除すること

(注) B事業に係る実績報告の場合、交付決定欄及び実績欄の算定基準額欄には、様式第2号収支予算(決算)書の補助金額計算表のイ(補助対象経費)欄に記載した金額を記載すること